

第2編 基本計画

- 第1章 保健医療圏の設定と基準病床数
- 第2章 生涯を通じた健康づくり
- 第3章 地域で安心して暮らせる保健医療の提供
- 第4章 地域の保健医療を支える人材の確保・育成
- 第5章 健康危機に対応した体制づくり
- 第6章 平成28年熊本地震からの医療提供体制等に係る創造的復興

第1章 保健医療圏の設定と基準病床数

1. 保健医療圏の設定

(1) 一次保健医療圏

- 本計画では、地域住民の日常的な健康相談や健康管理、一般的な疾病の診断・治療などに対応する圏域を、一次保健医療圏とします。なお、地域保健法により、住民に身近な健康相談、保健指導及び健康診査など地域保健に関するサービスは市町村が提供するとされていることから、市町村の区域を一次保健医療圏とします。

(2) 二次保健医療圏

- 本計画が医療法第30条の4第1項の規定による医療計画であることを踏まえ、同条第2項第12号に規定する区域（病院や診療所の病床の整備を図る地域的単位）を二次保健医療圏とします。二次保健医療圏では、入院に係る医療を提供する体制の確保を図るとともに、一般的な保健医療がおおむね完結できる体制整備を図ることとします。
- 二次保健医療圏は、住民の受療動向や医療資源の状況、日常生活の需要の充足状況や交通事情、保健所の管轄区域などを考慮するとともに、熊本県地域医療構想の構想区域と一致させるため、第6次熊本県保健医療計画において個別の圏域として設定していた熊本圏域と上益城圏域を統合し、次の10の二次保健医療圏を設定します。

| 圏域名 | 構成市町村名 | 面積 (k㎡) | 人口 (人) | 管轄する 保健所 |
|--------|---|------------|-----------|-------------|
| 熊本・上益城 | 熊本市、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、山都町 | 1,174.3 | 822,747 | 熊本市御船 |
| 宇城 | 宇土市、宇城市、美里町 | 406.9 | 105,006 | 宇城 |
| 有明 | 荒尾市、玉名市、玉東町、和水町、南関町、長洲町 | 421.4 | 158,346 | 有明 |
| 鹿本 | 山鹿市 | 299.7 | 51,237 | 山鹿 |
| 菊池 | 菊池市、合志市、大津町、菊陽町 | 466.6 | 183,447 | 菊池 |
| 阿蘇 | 阿蘇市、南小国町、小国町、産山村、高森町、南阿蘇村、西原村 | 1,079.6 | 61,827 | 阿蘇 |
| 八代 | 八代市、氷川町 | 714.7 | 137,589 | 八代 |
| 芦北 | 水俣市、芦北町、津奈木町 | 431.4 | 46,124 | 水俣 |
| 球磨 | 人吉市、錦町、あさぎり町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村 | 1,536.6 | 86,261 | 人吉 |
| 天草 | 天草市、上天草市、苓北町 | 878.4 | 112,934 | 天草 |
| 計 | | 7,409.5 | 1,765,518 | |

面積及び人口は、平成29年10月1日現在

構想区域とは、二次保健医療圏を基本として、将来の人口構造の変化の見通し、医療の需要の動向や医療従事者及び医療提供施設の配置の状況の見通し、その他の事情を考慮して、一体の区域として地域における病床の機能の分化及び連携を推進することが適当であると認められる区域のことです。

【二次保健医療圏設定の考え方】

二次保健医療圏の設定について、「医療計画作成指針（平成 29 年 3 月 31 日付け医政発第 0331 第 57 号及び平成 29 年 7 月 31 日付け医政発 0731 第 4 号（一部改正）厚生労働省医政局長通知）」において、人口規模が 20 万人未満で、入院に係る医療を提供する一体の区域として成り立っていないと考えられる場合（特に、入院患者の流入割合が 20% 未満であり、かつ、流出割合が 20% 以上である場合）は、圏域の面積や基幹となる病院までのアクセスの時間等も考慮した上で、その設定の見直しを検討することとされています。

本県では、この人口及び入院患者の流出入割合の条件に該当する圏域（有明、鹿本、阿蘇、八代）がありますが、平成 27 年度から平成 28 年度にかけて開催した熊本県地域医療構想検討専門委員会及び各地域の地域医療構想検討専門部会において、熊本県地域医療構想の構想区域の設定について協議した結果、第 6 次熊本県保健医療計画の二次保健医療圏と同じ区域を構想区域として設定しました。このため、これらの 4 圏域については、本計画においても同区域を二次保健医療圏として設定することとしました。

（3）三次保健医療圏

三次保健医療圏は、医療法第 30 条の 4 第 2 項第 13 号に規定する区域（特殊な診断や治療を必要とする医療を提供する病院の病床の整備を図る地域的単位）で、県全域を圏域として設定します。

【県境地域における医療連携】

本県は、福岡県、大分県、宮崎県、鹿児島県と隣接しており、県境を越えた住民の受療行動が見られます。特に、県北の有明圏域や県南の芦北圏域など県境地域において、県外の患者の流出入割合が高くなっています。

このような実態を踏まえ、県境を越えた隣県の二次保健医療圏の医療機関や医療関係者・団体等との連携や情報交換など、相互の医療提供体制の連携強化を促進します。

2. 基準病床数

基準病床数は、病院及び診療所の病床の適正な配置を図ることを目的として、医療法第 30 条の 4 第 2 項第 14 号の規定に基づき定めるもので、同法施行規則第 30 条の 30 第 1 項各号に規定される算定式により算定します。なお、療養病床及び一般病床の基準病床数については二次保健医療圏ごとに、精神病床、結核病床及び感染症病床の基準病床数については県全域で定めることとされています。

また、既存病床数が基準病床数を超える地域（病床過剰地域）では、公的医療機関等の開設・増床を許可しないことができます。その他の医療機関等については、病院の開設、病床数の増加又は病床の種別の変更や、診療所の病床の設置又は病床数の増加に関する勧告の対象となります。

(1) 療養病床及び一般病床の基準病床数

| 二次保健医療圏名 | 基準病床数 | 既存病床数 (平成 29 年 4 月 1 日現在) |
|----------|--------|------------------------------|
| 熊本・上益城 | 10,938 | 13,366 |
| 宇 城 | 679 | 1,241 |
| 有 明 | 1,081 | 1,716 |
| 鹿 本 | 471 | 635 |
| 菊 池 | 1,427 | 1,770 |
| 阿 蘇 | 220 | 733 |
| 八 代 | 1,084 | 1,654 |
| 芦 北 | 502 | 936 |
| 球 磨 | 924 | 1,283 |
| 天 草 | 912 | 2,080 |
| 計 | 18,238 | 25,414 |

既存病床数は、平成 30 年 4 月 1 日以降の算定ルールに基づき算定

(2) 精神病床、結核病床、感染症病床の基準病床数

| 病床種別 | 基準病床数 | 既存病床数 (平成 29 年 4 月 1 日現在) |
|-------|-------|------------------------------|
| 精神病床 | 7,433 | 8,799 |
| 結核病床 | 49 | 125 |
| 感染症病床 | 44 | 48 |

3 . 特定の病床等に係る特例

(1) 特例病床

医療法第 30 条の 4 第 9 項の規定により、特定の病床に係る特例の対象となる病院の病床等、特に今後各区域において整備する必要がある場合は、病床過剰地域であっても、医療審議会の意見を聴き、厚生労働大臣の同意を得た上で、例外的に病床の整備ができます。

具体的には、以下の病床等です。

がん又は循環器疾患の専門病床

小児疾患専門病床

周産期疾患に係る病床

発達障害児の早期リハビリテーション等に係る病床

救急医療に係る病床
 薬物(アルコールその他)中毒性精神疾患、老人性精神疾患、小児精神疾患、
 合併症を伴う精神疾患に係る病床
 神経難病に係る病床
 緩和ケア病棟
 開放型病床
 後天性免疫不全症候群に係る病床
 新興・再興感染症に係る病床
 治験に係る病床
 診療所の療養病床に係る病床

(2) 特例診療所

医療法第7条第3項の規定により、次の診療所のいずれかとして医療審議会の意見を聴いて、知事が認める場合は、病床過剰地域であっても、知事への許可申請の代わりに届出により病床が設置されることとなるため、勧告の対象とはなりません。

| 対 象 | 要 件 |
|---|---|
| 地域包括ケアシステムの構築のために必要な診療所として認めるものに療養病床又は一般病床を設けようとするとき | 次のいずれかの機能を有し、地域における医療需要を踏まえ必要とされる診療所 ア 在宅療養支援診療所の機能(訪問診療の実施) イ 急変時の入院患者の受入機能(年間6件以上) ウ 患者からの電話等による問合せに対し、常時対応できる機能 エ 他の急性期医療を担う病院の一般病棟からの受入れを行う機能(入院患者の1割以上) オ 当該診療所内において看取りを行う機能 カ 全身麻酔、脊椎麻酔、硬膜外麻酔又は伝達麻酔 ¹ を実施する ² 機能(年間30件以上) 1:手術を実施した場合に限る。 2:分娩において実施する場合を除く。 キ 病院からの早期退院患者の在宅・介護施設への受渡機能 |
| へき地の医療、小児医療、周産期医療、救急医療その他の地域において良質かつ適切な医療が提供されるために必要な診療所として認められるものに療養病床又は一般病床を設けようとするとき | 「へき地医療対策等実施要綱」に示される設置基準に基づき設置するへき地診療所 ³ 等の地域における医療需要を踏まえ必要とされる診療所 3:入院機能を必要とする診療所に限る。 |